様式第７号（第４条関係）

桐　指令第　号

所在地

名称

代表者名

指定更新通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました事業所（施設）に係る指定について、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第　条第　項の規定により下記のとおり更新します。

　　　　年　　月　　日

桐生市長　　　　　　　　　　　印

記

１　介護保険事業所番号

２　事業所の名称

３　事業所の所在地

４　事業者の名称

５　主たる事務所の所在地

６　代表者氏名

７　代表者住所

８　指 定 更 新 年 月 日

９　サービスの種類

10　指定の有効期限

11 指 定 に 付 す 条 件

　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、桐生市長に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、桐生市を被告として（訴訟において桐生市を代表する者は、桐生市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。